

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 吉 富 町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.8%
全職員	61.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	95.8%
本庁係長相当職	97.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	82.0%
31～35年	92.1%
26～30年	103.1%
21～25年	85.4%
16～20年	74.6%
11～15年	91.0%
6～10年	89.4%
1～5年	82.1%

【説明欄】

- ・表中の割合は一般職員、再任用職員及び会計年度任用職員を対象に算定している。
- ・性別ごとの「全職員」に対する「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が、男性5.3%、女性30.4%となっており、男性に給与水準が高い「再任用職員」が多く、女性にこれらの任用形態より給与水準が低い「会計年度任用職員」が多いため、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については該当する職員がないため記載なし。